

令和3年度委託研究事務処理説明書（補完版） 主な改定事項リスト

令和3年12月10日改定

連番.	区分	企業等			項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	企業等	P6	I	2. (1)	重複制限対象事業	重複制限対象事業のうち「ムーンショット型研究開発事業」についてはプロジェクトマネージャーを対象とするが、ムーンショット目標8、9はコア研究のプロジェクトマネージャーのみを対象とすることに変更した。

令和3年10月11日改定

※本改定より「大学等」および「企業等」に分冊化。「企業等」の内容は改定事項なし。

令和3年4月1日改定

連番.	区分	大学／企業等 共通			項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	P5	A	2. (1)	重複制限対象事業	委託研究締結後の重複制限対象事業の採択について、フェーズ1の最終年度以降の取扱いを変更した。
2	共通	P6	A	2. (1)	重複制限対象事業	重複制限対象事業のうち「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域」については、領域代表のみを対象とすることに変更した。